

提出先： 城東区役所 2階 保健福祉課（保健） 21番窓口

収入印紙

契約の相手方

となった者は

貼付を要する

見積書
提出期限

令和8年2月9日 午後 5時

【案件番号：保健070117】

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

| 見積金額 | 百万 | 千 | 円 |
|--|----|---|---|
| 契約金額 | 百万 | 千 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 | 円 | | |
| <input type="checkbox"/> 免税事業者 | | | |

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

| | | | |
|------|--|-------------|-----------|
| 事業名称 | 「保健衛生事業用公用車」自動車継続検査（車検）及び車両整備業務委託 (城東区役所・保健福祉課(保健)) | | |
| 履行期限 | 令和8年3月19日 | 履行場所 | 別紙仕様書のとおり |
| 履行方法 | 別紙仕様書のとおり | その他 | |
| 明細書 | 名 称 | 形 状・寸 法・摘 要 | 数 量 |
| | 別紙仕様書のとおり | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(見積条項) 裏面のとおり

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------------|----|----|------|----|----|------------------|--------|----|---|----|---|---|--|
| 用途 | 保健福祉センター事業用 | | | | | | 支 出 科 目 | 年度 | 0 | 7 | 会計 | 0 | 1 | |
| 摘要 | | | | | | | | 款 | | | | | | |
| | | | | | | | | 項 | | | | | | |
| | | | | | | | | 目 | | | | | | |
| | | | | | | | | 節 | | | | | | |
| | | | | | | | | 細節 | | | | | | |
| | | | | | | | | 起案 | 令和 | . | . | | | |
| 決裁 | 局長 | 部長 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 係員 | | 決裁 | 令和 | . | . | | | |
| | | | | | | | | 大城保第 号 | | | | | | |

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 價格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

(検査の時期)

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。

(2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置による停止措置を行うことがある。

- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

自動車継続検査（車検）及び車両整備業務委託 仕様書

1 件名

なにわ 502 に 7414 自動車継続検査（車検）及び車両整備

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

なお、自動車継続検査（車検）及び付随する諸手続き（自賠責保険契約）、車両整備等については、令和8年3月18日までに終えること。

3 履行場所

本市指定場所

4 概要

次の自動車の自動車継続検査（車検）及び車両整備を行うものである。

車両番号 なにわ 502 に 7414

車両等の詳細は、別紙のとおり

5 車検整備等の範囲

- (1) 請負者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく継続検査及び同法第48条に基づく定期点検整備を行うものとする。
- (2) 請負者は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に基づき、当該車両の安全及び機能を維持する上で必要となる整備等を行わねばならない。
- (3) 請負者は、本仕様書に基づく整備等により、当該車両の安全及び機能を維持するうえで修理、交換等を必要とする故障箇所を発見した場合は、発注者に速やかに報告を行うこと。
なお、別紙明細の部品等は交換する事。

6 定期点検整備

道路運送車両法及び自動車点検基準に基づく定期点検整備を行った場合は、定期点検整備記録及び点検済検査標章の確認を発注者に受けるものとする。

7 継続検査

- (1) 道路運送車両法に基づく継続検査を受けた場合は、自動車検査証及び点検済み検査標章を発注者へ提出すること。
- (2) 自動車重量税及び自動車検査登録印紙代は、請負者がその支払いを代行すること。
当該費用については、発注者の負担とし、検査実施前に請負者からの請求に基づき支払いを行う。
- (3) 自動車損害賠償責任保険は、請負者がその支払い及び加入申込を代行すること。当該費用については、発注者の負担とし、請負者は、上記(2)と合わせて請求を行い、その請求に基づき支払いを行う。
※ 保険期間は24カ月とし、保険の開始時期は別紙「自賠責証書」の保険期間満了日時に空白が生じない日時とする。また、保険契約者は「〒536-8510 大阪市城東区

中央3丁目5番45号 大阪市城東区長」とする。

業者決定後、請負者は速やかに別紙「内訳明細書」を発注者に提出すること。

8 車両の受渡及び保管

- (1) 車両の受渡に要する費用は、請負者の負担とする。
- (2) 車両の受渡日時及び場所は、発注者と協議して決定するものとする。
なお、車両の受渡から納車における間（整備工場への移動、並びに検査所への移動、納入時等）の車両の移動については、公道における請負者による運転での自走は、認めない。公道上の車両の移動の際については、車両運搬車等に積載し、移動するものとする。
- (3) 請求者は車両整備等の依頼を受けた車両の保管について、請負者は善良な注意を払い責任をもって保管しなければならない。

9 完了報告

請負者は、整備等の完了後に、発注者まで完了報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

10 代金の支払い

請負者は、完了報告書の提出後、発注者の検査合格したものについて、発注者あて請求を行い、発注者は、本請負契約の支払いを行う。（ただし、継続検査実施前に支払いを行った上記7（2）及び（3）の費用は除く。）

11 その他

- (1) 本仕様書の疑義がある場合は、発注者と請負者で協議のうえ決定するものとする。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は指定方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受けしない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (3) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
- (4) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
- (5) 天災等によるもの以外で、納入後3カ月以内に請負者による点検整備の欠陥によるとみなされる故障が発生した場合には、請負者は無償修理を行わなければならない。

12 担当

〒536-8510

大阪市城東区区中央3-5-45

城東区役所保健福祉課（保健）

担当：高見

電話番号： 06-6930-9882

FAX番号： 050-3535-8689

車両等の詳細について

【車両番号】 なにわ 502 に 7414

【登録年月日】 令和3年3月18日

【初度登録年月】 令和3年3月

【自動車の種別】 小型

【用途】 乗用

【自家用・事業用の別】 自家用

【車体の形状】 ステーションワゴン

【車名】 ニッサン

【型式】 6AA-HC27

【原動機の型式】 HR12-EM57

【燃料の種類】 ガソリン

【車検期限】 令和8年3月18日

交換を必要とする部品等の明細

| 品名 | 規格（形状・寸法・摘要等） | 数量 | 備考 |
|-------------------|---------------------------------------|----|------|
| エンジンオイル | SPストロングセーブ X OW-20 ENG34 日産純正 | 1 | 同等品可 |
| フィルター | フィルター アッセンブリー AY100NS004 日産純正 | 1 | 同等品可 |
| ドレーン ワッシャー | AY740NS002 | 1 | 同等品可 |
| LLC 添加剤 クーラントエナジー | LLCテンカザイ KA15015040 日産純正 | 1 | 同等品可 |
| ブレーキ フルード | ブレーキフルード NO.2500 BFL02 日産純正 | 1 | 同等品可 |
| SET-BRAKE MAINT | KA23000800 日産純正 | 1 | 同等品可 |
| ワイパー | リフィル、ハッスイ ワイパー AY03RVN350 | 1 | 同等品可 |
| ワイパー | リフィル、ハッスイ ワイパー AY03RVN650 | 1 | 同等品可 |
| ワイパー | リフィル、ハッスイ ワイパー AY03RTE30X | 1 | 同等品可 |
| リモコンキー電池 | B8599C2032 | 1 | 同等品可 |
| フラッシング フルードキット | XKA17 | 1 | 同等品可 |
| エンジンスマーザー | KA15025083 | 1 | 同等品可 |
| F ZERO | KA65030081 | 1 | 同等品可 |
| マチックフルード S | ATM06 | 2 | 同等品可 |
| ガスケット プラグ | 110264N200 | 2 | 同等品可 |
| EVA CLEANER | KA40118090 | 1 | 同等品可 |
| タイヤ | ダンロップ エナセーブ(RV505 195/65R15) ZSA25 | 4 | 同等品可 |
| クリーン フィルター | フィルター キット、クリーン AY686NS00901 日産純正 | 1 | 同等品可 |